

地域医療構想及び医療計画の基準病床数の算出に関する医療法の規定

1. 地域医療構想に関する規定

◎医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第三十条の四（略）

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～六（略）

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

九～十四（略）

3・4（略）

5 都道府県は、地域医療構想に関する事項を定めるに当たっては、第三十条の十三第一項の規定による報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。

6～15（略）

2. 医療計画の基準病床数に関する規定

◎医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第三十条の四（略）

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～十三（略）

十四 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

3～5（略）

6 第二項第十二号及び第十三号に規定する区域の設定並びに同項第十四号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準）は、厚生労働省令で定める。

7 都道府県は、第二項第十四号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。

8 都道府県は、第十五項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十四号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

9 都道府県は、第十五項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十四号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

10～15（略）

◎医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抄）

（基準病床数の算定）

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十一号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第六の一の項に掲げる式によりそれぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、別表第六の二の項に掲げる式

により算定した数の当該同一都道府県における合計数（当該都道府県の区域以外の区域に所在する病院（療養病床を有する診療所を含む。以下この号において同じ。）の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県外入院患者数」という。）が当該都道府県の区域に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県の区域以外の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県内入院患者数」という。）よりも大きい都道府県にあつては、当該合計数に都道府県外入院患者数から都道府県内入院患者数を控除した数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数（以下「流出超過加算数」という。）を加えて得た数）を超えないものとする。

二～四 （略）

別表第六

項	式
一	$(\sum (A1B1) - G + C1 - D1) \div E1 + (\sum (A1B2) \times F1 + C2 - D2) \div E2 + H$
二	$(\sum (A1B1) - G) \div E1 + (\sum (A1B2) \times F1) \div E2$
三	$((\sum (A2B3) + C3 - D3) \times F2) \div E3 + (\sum I(1 - J) + K - L) \div E4$
四	$\sum (A2B4)$

備考

この表における式において、A1、A2、B1、B2、B3、B4、C1、C2、C3、D1、D2、D3、E1、E2、E3、E4、F1、F2、G、H、I、J、K及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A1 当該区域の性別及び年齢階級別人口
- A2 当該都道府県の年齢階級別人口
- B1 厚生労働大臣が定める性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所需要率を上限として、当該区域において長期療養に係る医療又は介護を必要とする者の数等を勘案して都道府県知事が定める率
- B2 厚生労働大臣が定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック（厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。F1において同じ。）の性別及び年齢階級別一般病床退院率
- B3 厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。）
- B4 厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率
- C1 0以上流入療養患者数（当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同

じ。)以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入療養患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。

- C 2 0以上流入一般患者数（当該区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入一般患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。
- C 3 当該都道府県に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県以外の都道府県に住所を有する者の数
- D 1 0以上当該区域以外の区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
- D 2 0以上当該区域以外の区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
- D 3 当該都道府県以外に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県に住所を有する者の数
- E 1 厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率
- E 2 厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率
- E 3 入院期間が一年未満である者について厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率
- E 4 入院期間が一年以上である者について厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率
- F 1 厚生労働大臣が当該区域の属する都道府県の区域を含む各地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める平均在院日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
- F 2 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を下回る都道府県にあつては、第一号の値とする。
 - 一 厚生労働大臣が定める当該都道府県の平均残存率（当該年に入院した患者のうち、当該年の各月末に入院している患者の数を当該年に入院した患者の数で除した率の相加平均をいう。）
 - 二 全国の平均残存率の目標値として厚生労働大臣が定める値
- G 当該区域に所在する介護施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設を除く。）に入所している者の数を下限として、

当該区域における今後の介護サービスの進展等を勘案して都道府県知事が定める数

H 0以上流出超過加算数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

I 当該都道府県における入院期間が一年以上である年齢階級別入院患者の数

J 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を上回る都道府県にあっては、第一号の値とする。

一 厚生労働大臣が定める当該都道府県の入院期間が一年以上である入院患者の年齢階級別年間退院率（入院期間が一年以上の患者のうち当該年において退院した患者の数を入院期間が一年以上の患者の数で除した率をいう。）

二 全国の退院率の目標値として厚生労働大臣が定める値

K 当該年において入院期間が一年に達した入院患者の数

L 退院する長期入院患者数の目標値として厚生労働大臣が定めるところにより算定する数

◎医療法第三十条の四第二項第十一号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等

(昭和六二・一八・三〇) 厚告一八六(五)

改正 平三厚告二四四・平七厚告一七四・平二三厚告二二二・平二七厚告四九六・平二三厚告二五二・平二四厚告四二二

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十第一項の規定に基づき、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第二項第三号に規定する必要病床数の算定に使用する数値等を次のように定める。

(性別及び年齢階級別入院・入所需要率)

第一条 医療法施行規則(以下「規則」といふ)別表第六に規定する性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所需要率は、別表第一に掲げる数値とする。

(地方ブロック)

第二条 規則別表第六に規定する地方ブロックの名称及び当該ブロックに含まれる都道府県の区域は、次のとおりとする。

地方ブロックの名称	都道府県の区域
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、山梨、長野、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重

近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(性別及び年齢階級別一般病床退院率)

第三条 規則別表第六に規定する地方ブロックの性別及び年齢階級別一般病床退院率は、別表第二に掲げる数値とする。

(療養病床及び一般病床に係る病床利用率)

第四条 規則別表第六に規定する療養病床に係る病床利用率は、〇・九二とする。

2 規則別表第六に規定する一般病床に係る病床利用率は、〇・七七とする。

(平均在院日数)

第五条 規則別表第六に規定する平均在院日数は、次の表の上欄に掲げる地方ブロックの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。

地方ブロック	平均在院日数
北海道	一八・〇日
東北	一七・〇日
関東	一五・一日
北陸	一七・三日
東海	一四・八日
近畿	一六・六日
中国	一七・六日
四国	一八・五日
九州	一八・二日

別表第一(第一条関係)

性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所需要率

(人口10万対)

年齢階級別 性別	男		女	
	0歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳
0歳～39歳	5.9	47.3	66.6	87.1
40歳～44歳	30.5	30.5	41.5	54.1
45歳～49歳	30.5	30.5	41.5	54.1
50歳～54歳	30.5	30.5	41.5	54.1
55歳～59歳	77.2	77.2	112.5	112.5
60歳～64歳	112.5	112.5	188.5	188.5
65歳～69歳	340.9	340.9	463.7	463.7
70歳～74歳	892.4	892.4	919.1	919.1
75歳～79歳	2341.9	2341.9	1829.1	1829.1
80歳以上	11323.6	11323.6	5138.6	5138.6

別表第二(第三条関係)

地方ブロックの性別及び年齢階級別一般病床退院率

(人口10万対)

地方ブロック	年齢階級別 性別	0歳～4歳		5歳～9歳		10歳～14歳		15歳～19歳		20歳～24歳		25歳～29歳		30歳～34歳		35歳～39歳		40歳～44歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北海道		50.3	42.9	14.5	12.0	10.8	8.4	10.5	8.0	10.8	20.3	10.5	25.2	10.9	26.7	12.5	18.8	16.1	14.7
東北		43.6	34.4	10.8	8.1	8.9	4.6	8.3	7.2	8.0	15.2	8.9	27.6	8.9	27.6	10.1	19.2	13.3	13.0
関東		32.6	27.1	8.8	6.6	6.0	4.4	7.8	6.5	8.1	12.2	7.0	19.8	7.2	23.6	8.6	18.4	10.4	12.5
北陸		35.4	31.3	9.0	9.5	4.4	4.8	8.8	9.3	12.5	18.3	7.8	29.2	9.4	29.4	12.0	18.7	14.5	14.2
東海		34.1	27.8	9.7	7.5	7.0	4.7	7.9	7.4	8.2	13.0	7.6	21.4	7.6	22.7	8.7	16.3	10.8	11.5
近畿		37.8	32.2	9.4	7.1	6.5	5.4	9.1	8.0	11.0	13.6	8.1	21.8	8.7	24.1	10.0	17.9	12.3	12.8
中国		35.9	32.1	9.4	7.9	7.4	5.8	11.0	9.5	9.6	15.2	8.0	27.9	9.4	27.0	11.6	19.3	12.3	13.4
四国		44.7	34.2	11.0	7.7	7.2	7.5	10.8	11.0	10.4	17.5	9.6	25.6	10.5	25.8	12.8	17.4	14.9	13.9
九州		36.5	31.2	8.5	5.9	7.2	4.7	10.5	9.0	9.8	14.5	9.8	21.8	10.1	23.7	12.4	19.3	14.6	14.2

地方ブロック	年齢階級別 性別	45歳～49歳		50歳～54歳		55歳～59歳		60歳～64歳		65歳～69歳		70歳～74歳		75歳～79歳		80歳以上	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北海道		16.0	16.7	26.7	21.2	38.7	24.1	48.6	32.7	61.7	44.2	82.2	59.3	111.1	70.2	127.8	85.8
東北		16.8	13.2	22.6	16.2	29.1	19.6	40.6	24.3	51.6	31.7	70.4	40.6	87.2	50.9	106.1	74.6
関東		14.3	12.4	18.9	14.9	26.3	18.4	38.2	23.2	49.5	29.9	67.0	40.6	84.6	54.5	104.2	77.6
北陸		18.3	18.1	24.8	17.5	36.4	21.7	48.0	28.7	58.6	36.3	80.0	49.6	102.6	66.7	125.0	86.1
東海		14.2	11.7	19.2	14.2	27.9	18.1	37.2	22.2	47.9	28.7	66.5	38.1	81.6	50.2	98.7	71.0
近畿		16.1	13.8	22.5	16.0	30.7	20.2	42.3	27.4	55.2	33.6	74.9	48.5	94.6	64.9	117.1	89.1
中国		17.1	15.1	22.9	16.9	32.5	21.9	44.1	29.0	58.7	35.0	78.7	49.4	99.2	65.8	123.9	83.3
四国		17.4	13.9	21.2	17.8	30.9	21.8	44.0	26.1	54.1	32.1	74.8	47.3	88.7	58.5	105.9	78.7
九州		17.7	15.2	25.2	18.0	33.6	22.9	45.7	29.9	60.4	36.6	79.4	50.9	103.7	65.2	126.2	89.0

基準病床数制度について

病院・診療所の病床数については、各道府県が地域で必要とされる「基準病床数」を全国统一の算定式により算定し、「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域(病床過剰地域)では、病院開設・増床を許可しないこととなっている。

基準病床数

○ 都道府県は、以下の算定式に基づき基準病床数を設定する。

「一般病床の基準病床数」＝

$((\text{性別} \cdot \text{年齢階級別人口}) \times (\text{性別} \cdot \text{年齢階級別退院率}) \times (\text{平均在院日数} \times 0.9) + (\text{流入入院患者}) - (\text{流出入院患者})) \div \text{病床利用率}$

「療養病床の基準病床数」＝

$((\text{性別} \cdot \text{年齢階級別人口}) \times (\text{性別} \cdot \text{年齢階級別入院} \cdot \text{入所必要率}) - (\text{介護施設(介護療養型医療施設を除く)で対応可能な数}) + (\text{流入入院患者}) - (\text{流出入院患者})) \div \text{病床利用率}$

○ ただし、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数－流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができる。

○ さらに、都道府県は、以下に掲げる事情があるときは、厚生労働大臣に協議の上その同意を得た病床数を基準病床数に加算できる。

- ◇ 急激な人口の増加が見込まれること
- ◇ 特定の疾患に罹患する者が異常に多くなること
等

既存病床数

- 病院の一般病床及び療養病床
- 有床診療所の一般病床(平成19年1月1日以後に使用許可を受けたものに限る)及び療養病床
- 介護老人保健施設については、入所員数に0.5を乗じた数を既存病床数に算定
(※経過措置により、現在は原則算定対象外)

※職域病院等の病床数の補正

職域病院等の病床は、部外者が利用している部分を除き、特定の患者のみが利用しているため、既存病床数には算入しない。

「職域病院等」

- ・重症心身障害児施設の病床
- ・バックベッドが確保されているICU病床
- ・国立ハンセン病療養所の病床
等